

港区

文化
芸術

振興
プラン

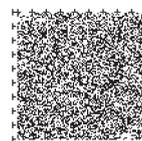
概要
版

多様な人と文化が共生し
文化芸術を通じて皆の幸せをめざす
世界に開かれた「文化の港」

令和 3 年度

2021年度

令和 8 年度



このマークは視覚に障害のある人などが
使う音声コード (Uni-Voice) です。

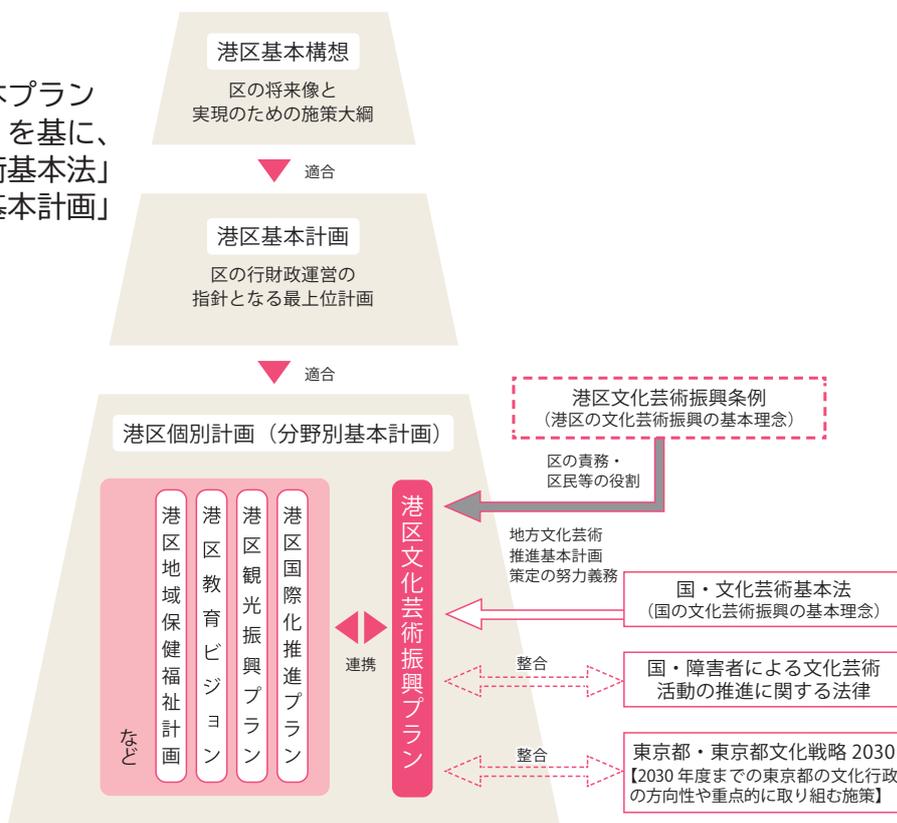
プラン改定の背景と目的

「文化芸術基本法」には、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることが定められており、「港区文化芸術振興条例」では、誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造するための取組の必要性を示しています。

アフターコロナの社会に向けて、国際性豊かで様々な人や文化が行き交う港区において、区に住み、働き、学び、訪れる人々が、文化芸術を享受し、文化芸術を通じた交流や相互理解が進み、それによる多様性を認め合う価値観が国内外に発信されることで、平和な世界の実現に貢献します。

プランの位置付け

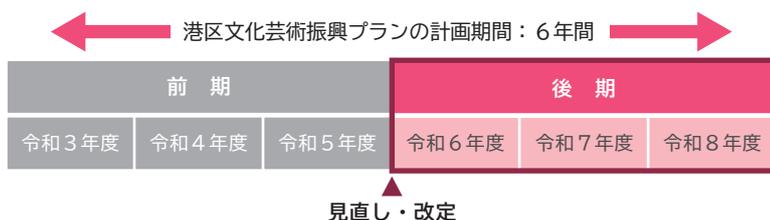
「港区文化芸術振興条例」や、本プランの上位計画である「港区基本計画」を基に、他の個別計画と連携し、「文化芸術基本法」に定めのある「地方文化芸術推進基本計画」として改定します。



計画期間

令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする「港区文化芸術振興プラン」における、後期3年に該当する令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までとします。

計画期間の中間年度に当たる令和5年度に、社会状況などを踏まえて計画内容を見直し、改定します。

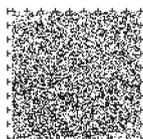


プランにおける文化芸術の範囲

「文化芸術基本法」に規定されたものを基本とし、美術館、博物館、大使館や放送局などを含めた文化資源が多数集積し、デザインやファッションなど最先端の流行・文化の発信地である区の地域特性を踏まえ、広範に取り扱います。

「文化芸術基本法」より

- ①文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（第8条）
- ②映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（メディア芸術）（第9条）
- ③雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（第10条）
- ④講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（第11条）
- ⑤生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）並びに出版物及びレコード等（第12条）
- ⑥有形及び無形の文化財並びにその保存技術（第13条）
- ⑦各地域における文化芸術、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（第14条）



実態と課題

令和4（2022）年度に実施した港区文化芸術実態調査に基づくものです。

コロナ禍における区民の多様な文化芸術活動

コロナ禍において、区民の直接鑑賞率は下がったものの、テレビやインターネット等多様な媒体による鑑賞機会が充実しました。

鑑賞・活動ができていない区民の存在

育児や介護、健康不安などにより鑑賞できていない区民が31.1%、活動ができていない区民が18.5%存在します。

国際文化交流への期待

約4割の区民が区の文化芸術環境に対して国際性豊かであるというイメージを持ち、約25%の区民が区は外国の文化芸術に触れる機会の充実に力を入れるべきと回答し、国際文化交流に期待が集まっています。

団体間での連携・協働の必要性と不安

他団体や他ジャンルとの連携や協働の必要性を感じる一方で、連携先や関わり方が分からないなどの声が寄せられています。

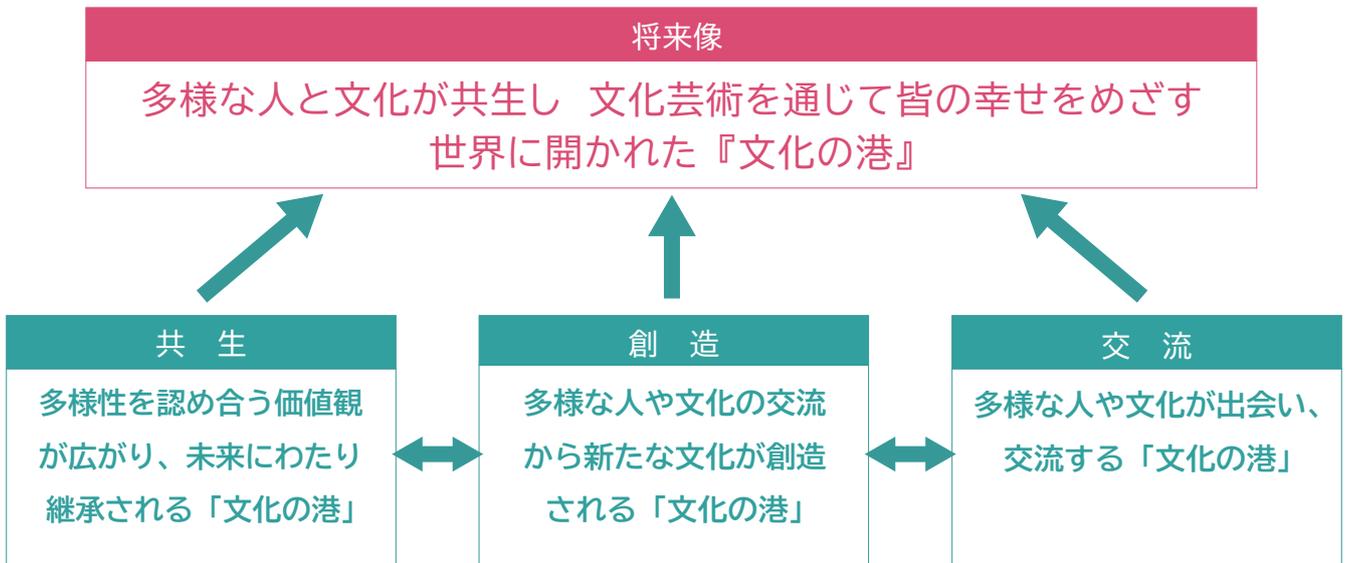
文化芸術の中核拠点としてのみなと芸術センターへの期待

区民の約59%が国内外の質の高い作品の鑑賞、36.8%が最先端の技術を用いた作品の鑑賞を希望し、39.2%が「国際性」、27.3%が共生社会に関わる取組に期待を寄せています。

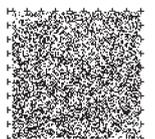
文化芸術に関する多様な情報入手方法

10代～20歳代、30歳代は「SNS」、40歳代、50歳代は「インターネット」、70歳代以上は「広報や新聞などの紙媒体」が高く、多様な手段での情報発信が必要です。

将来像

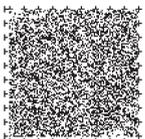
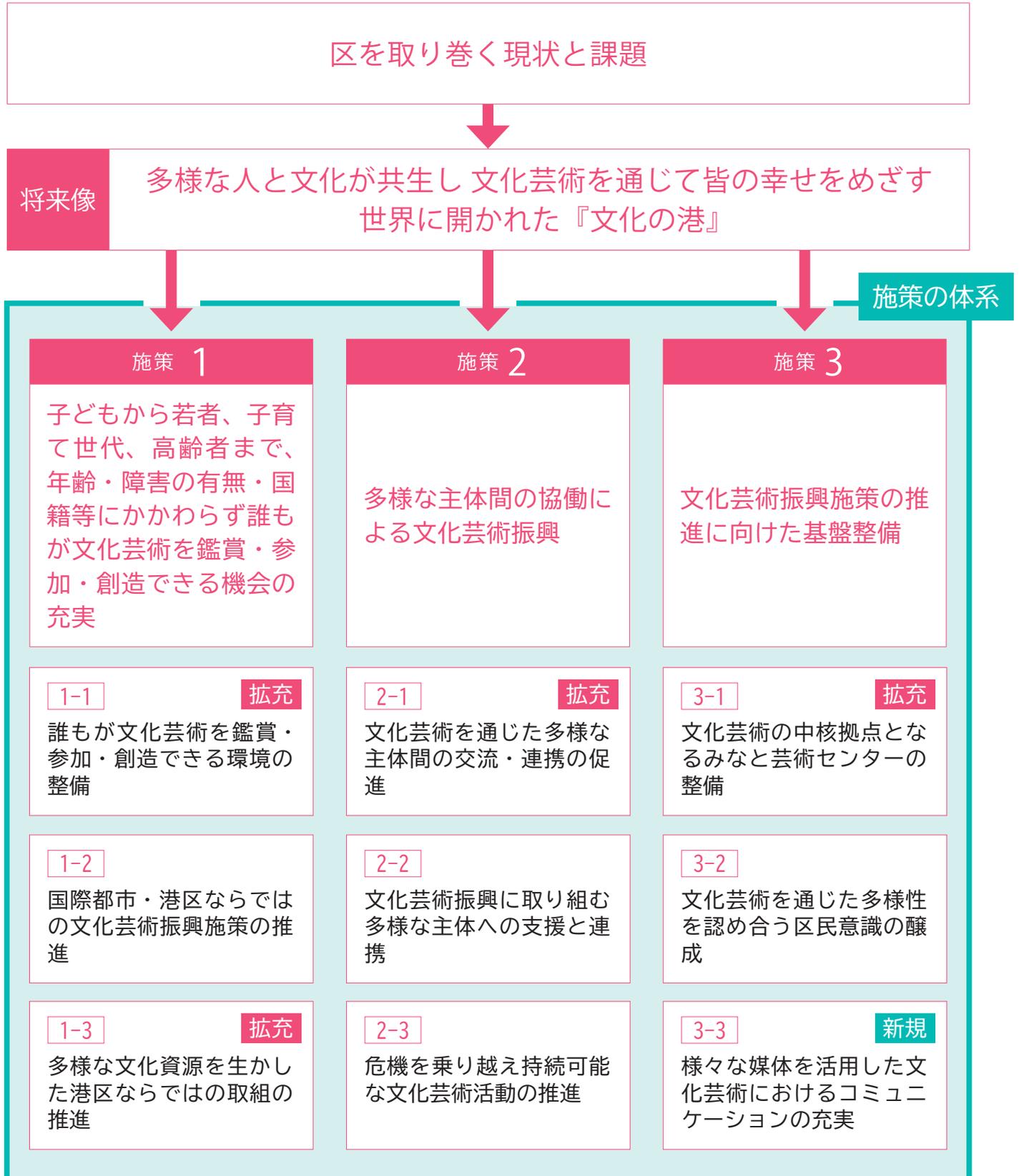


国際性豊かで様々な人や文化が行き交う港区において、多様な人や文化が会い交流し、新たな文化が創造され、多様性を認め合う価値観が国内外に発信される拠点としての「文化の港」をめざします。



プランの全体像

将来像の実現に向けて、次のとおり、施策の体系を整理します。



1

子どもから若者、子育て世代、高齢者まで、年齢・障害の有無・国籍等にかかわらず誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造できる機会の充実

施策

1

1

誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造できる環境の整備

全ての区民が心豊かで潤いのある生活を送ることができるよう、誰もが多様な手法で、文化芸術を鑑賞・参加・創造できる環境を整えます。次世代を担う子どもたちが、様々な文化芸術に触れ、体験することを通じて、創造性や多様な文化、価値観を尊重する心を育みます。



ロビーコンサート

区役所1階ロビーで、区内で活動しているアーティスト等によるコンサートを定期的で開催し、年齢・障害の有無・国籍等にかかわらず誰もが身近に生演奏を鑑賞する機会を提供します。

施策

1

2

国際都市・港区ならではの文化芸術振興施策の推進

国際性豊かな区の特性を生かし、異なる国籍や言語、宗教、生活様式の人々が出会い、交流する機会を充実します。国際的発信力のある取組により、文化芸術を通じた相互理解を促し、世界平和の実現に貢献します。



© Roppongi Art Night Executive Committee

六本木アートナイト

六本木のまちを舞台としたアートの祭典「六本木アートナイト」が一層、子ども・高齢者・障害者・外国人に配慮され、区民に親しまれる内容となるよう、運営に参画します。

施策

1

3

多様な文化資源を生かした港区ならではの取組の推進

区内の多様な文化資源や地域の特性を生かした区ならではの取組を推進、発信することで、区民が区の魅力を再認識できる機会とし、地域への愛着を醸成します。



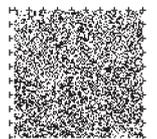
ミナコレ (MINATO COLLECTION)

区と区内の美術館・博物館、大使館等が連携し、スタンプラリー形式で楽しむことができるアートイベント。区民が、区内の豊富な文化資源に身近に接し、「国際都市・港区」の魅力を知るとともに、想像力や感性を育み、豊かな人生を送ることができる機会を創出します。

プランの推進に向けて

1 進行管理

本プランの着実な推進のため、区の文化芸術振興がめざす方向性を示すプランを策定し、広く公表するPlan（計画）、それを専門性を生かして実施していくDo（業務遂行）、遂行結果を確認するCheck（評価）、評価を基に事業やプランを見直すAct（改善）のサイクルを着実に推進します。



多様な主体間の協働による文化芸術振興

文化芸術を通じた 多様な主体間の交流・連携の促進

区内の多種多様な文化芸術団体等が、ジャンルや社会領域を超えて連携することで、区全体の文化芸術振興の更なる推進につなげます。また、観光、国際交流、福祉、教育等様々な分野における地域課題の解決に貢献します。



港区文化芸術ネットワーク会議

区内の文化芸術活動団体や文化芸術施設、企業、国際交流団体、大学、観光振興団体など、文化芸術に関わる多様な主体をメンバーとして、定期的に会議を開催します。

文化芸術振興に取り組む 多様な主体への支援と連携

区内で多様な文化芸術活動が活発に行われ、新たな文化や価値が国内外に発信されるなど、区が将来にわたり「文化の港」であり続けるために、区内の文化芸術活動の担い手の育成や自立的・継続的な運営に向けた支援を行います。



港区文化芸術活動サポート事業

区内で行われる文化芸術活動及びその活動を行う団体を育成するため、活動に係る経費の一部に対し助成金を交付するとともに、専門家のアドバイスによる支援を実施します。

危機を乗り越え持続可能な 文化芸術活動の推進

いかなる状況でも、人々の心を癒し、明日への希望を与え、心豊かで潤いのある生活を送る上で極めて重要な文化芸術が、安全かつ継続的に区民に提供されるよう、文化芸術活動におけるリスクマネジメントや、「港区文化芸術振興基金」を活用した支援に取り組みます。



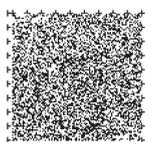
自動演奏機能付きグランドピアノによる演奏といけばなの展示（令和3（2021）年度）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、区役所本庁舎1階ロビーにて自動演奏機能付きグランドピアノの演奏といけばなの展示を実施しました。

プランの推進に向けて

2 障害者の文化芸術活動の推進

平成30(2018)年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、文化芸術活動を通じて、障害者の個性や能力が発揮され、社会参加を促進することが規定されています。障害保健福祉センター（ヒューマンぷらざ）、特別支援学級や障害者支援施設等でのアウトリーチなど、より一層、福祉分野との連携を強化し、障害者による文化芸術活動を推進します。



文化芸術振興施策の推進に向けた基盤整備

3

施策

3

1

文化芸術の中核拠点となる みなと芸術センターの整備

区の文化芸術の中核拠点としてみなと芸術センターを整備し、文化芸術を通じた交流や相互理解、それによる多様性を認め合う価値観の醸成をめざします。令和9（2027）年度の開館に向け、専門人材の育成やプレ事業の実施、開館後の事業企画等を計画的に進めます。



シアターイメージパース

浜松町二丁目地区第一種市街地再開発事業の中で整備し、シアター(600席程度)、COMMONスペース(100席程度)、スタジオ、ルーム、アトリエなどからなる施設です。

施策

3

2

文化芸術を通じた 多様性を認め合う区民意識の醸成

文化芸術には、異なる文化や宗教、価値観、生活様式の人々が相互に理解し、尊重し合うための土壌を提供することにより、平和な社会を実現するための力があります。

人々の自由な表現活動を通じて多様性を認め合う価値観を醸成し、区民の意識や行動の変化を促すことで、共生社会の実現につなげます。



共生社会推進事業

障害の有無等にかかわらず、ともに鑑賞・参加・体験するための舞台やワークショップなど、共生社会の実現に向けたテーマ性・発信性のある事業を実施します。

施策

3

3

様々な媒体を活用した文化芸術における コミュニケーションの充実

インターネット、SNSやデジタルサイネージ等を活用し、港区の多彩な文化芸術の情報を発信します。文化芸術に関して区民が互いに情報を共有できるコミュニケーションの機会を拡充します。



みなと芸術センター整備に向けたプレ事業
「共生社会と創造性をめぐる」
(令和4（2022）年度)

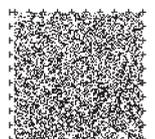
区で初めての文化芸術の専門施設の整備に向けて、全ての区民に愛される施設となるよう、シンポジウム、対話型ワークショップなどのプレ事業を実施します。

プランの推進に向けて

3

公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団 (Kissポート財団) との連携

Kissポート財団は、文化芸術に関する経営や実務の専門知識を持ち、芸術ジャンルや社会領域を超えた主体間の連携等を支援できるコーディネート機能を備え、その専門性をさらに高めます。区と協働のパートナーであるKissポート財団を軸として、多様な主体及び区民と一体となって、文化芸術を通じた共生社会の実現を図るとともに、多様性を認め合う価値観を醸成するための取組を積極的に展開していきます。



港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちが真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

Minato City Arts and Culture Promotion Plan FY 2021- FY 2026

令和5(2023)年度改定版

港区文化芸術振興プラン 概要版

令和3(2021)年度～令和8(2026)年度

令和5(2023)年度 改定版

令和6(2024)年3月発行

発行:港区

編集:港区産業・地域振興支援部

国際化・文化芸術担当

港区芝公園一丁目5番25号

TEL 03-3578-2111(代表)

<https://www.city.minato.tokyo.jp>

刊行物発行番号 2023245-3215

